◎ユニバーサルサービスをどのような範囲でどこまで義務付けるか

±★ ★ ☆↓	考え方		左談老の辛 見
基本方針	A案	B案	有識者の意見
(2)郵便事業会社	(義務付け範囲)		〇 欧州では民間が発達している領域に
(イ)サービスの提供範囲	〇 民営化後も郵便サービス	〇 民間宅配便が全国でサ	は、条約があっても義務を縮小する方
・引き続き郵便のユニバー	を低下させないために、郵	ービスを提供している現	向。日本では民間の宅配便が普及して
サルサービスの提供義務	便事業会社に提供義務を課	状にかんがみ、郵便事業会	いるという事情も考慮すると、条約と
を課す。	す範囲は、現在と同様、通	社に提供義務を課す範囲	の関係があったとしても、実態面から
・ユニバーサルサービスの	常郵便物、小包郵便物及び	から国内小包郵便物を外	小包の義務を課す必要はないという考
維持のために必要な場合	国際郵便としてはどうか。	すこととしてはどうか。	え方もあるのではないか。
には、優遇措置を設ける。			
・信書事業への参入規制に		〇 その場合、郵便のユニバ	〇 日本では宅配便市場における小包郵
ついては、当面は現行水		ーサルサービスの提供義	便物のシェアが低く、ユニバーサルサ
準を維持し、その料金決		務について規定している	ービス義務を課す意味がないのではな
定には公的な関与を続け		万国郵便条約との関係を	いか。義務を広げることで優遇措置が
る。		どのように整理するか。	必要になると、イコールフッティング
			の議論が出てくる。
			〇 ユニバーサルサービス義務は本当に
			国民が必要としているものに限るべ
			き。第一種・第二種のユニバーサルサ
			ービス義務を守ることが大事。
			〇 B案の方が利用者の便にかなってお
			り、あえて提供義務を課す必要はない。

【参考1】 万国郵便条約

- ・すべての利用者が、加盟国領域のすべての地点で、合理的な価格下で普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享受する(第1条)。
- ・郵政庁は、通常郵便物 (2kg 以下) 及び小包郵便物 (20kg 以下) の引受け、取扱い、運送及び配達を確保する (第 10条)。

【参考2】 諸外国におけるユニバーサルサービス義務 の範囲

- アメリカ…書状、小包(※)
 - ※ USPSが現在提供しているサービスがユニバーサル サービス義務の範囲。(書状、小包とも約31.75kg以下)
- ・イギリス…書状(重量制限なし)、20kg 以下の小包
- ・フランス…2kg 以下の書状、20kg 以下の小包
- ・ドイツ …2kg 以下の書状、20kg 以下の小包
- ・オランダ…2kg 以下の書状、10kg 以下(国際は 20kg 以下)の小包

- イコールフッティング上小包郵便物 の一律サービスの範囲にかかわらず、 通常郵便物と小包郵便物の収支を明確 に分離する必要があるのではないか。
- オランダ、スウェーデンのように通 常郵便物についても、バルク郵便など 既に競合があるところは、提供義務を 課す必要はないのではないか。
- 〇 検討の基軸は、4会社が自立することであり、その仕組みをいかに作るかということ。その上で、もし問題があるなら別途議論をしていくこととという。緩和か全国一律サービスを課すことに応じた支援かということを対立させて議論すると問題の解決にならない。全国一律サービス範囲と料金規制緩和範囲をあわせて考えていくさき。

(優遇措置)

〇 その場合、優遇措置として、信書便事業への参入規制に ついては、当面、現行水準を維持する。

【参考1】 日本における信書便事業の参入規制

- ・一般信書便(長さ 40 cm・幅 30 cm・厚さ 3 cm以下かつ 250g 以下で 3 日以内の送達)
- ・特定信書便(「3時間以内の送達」「1,000円超」「長さ・幅・厚さの合計 90 cm超、又は 4kg 超」のいずれかの信書便)
- ※一般信書便は、クリームスキミング防止(全国均一料金、全国毎日1通からの引受・配達、簡易かつ秘密保護が確実な差出方法の確保)を規律

【参考2】 諸外国における独占分野の例

- ・アメリカ…極めて緊急性の高い書状(速度基準又は金額基準若しくはファーストクラスメール料金の2倍相当額のいずれか高い方の額以上) 以外は独占
- ・EU指令…基本書状料金の3倍未満かつ重量100g未 満の書状は独占
- ・ドイツ …基本書状料金の3倍未満かつ重量100g未 満の書状は独占
- ・フランス…基本書状料金の 3 倍未満かつ重量 100g 未 満の書状は独占

- 欧州では段階的に参入の重量基準を 引き下げていることも念頭に置いて、 優遇措置を引下げ、競争を促進する方 向が見えていることが必要であり、そ の方向で検討することが必要。
- 信書で利益を上げられる状況を維持 できるかどうか、シミュレーションが 必要。

- (義務付ける範囲について、 上記A案を採用する場合)
- 〇 提供義務を課すならば、 通常郵便物の料金は認可 制、小包郵便物の料金は事 前届出制という現在の料 金規制を維持してはどう か。
- も、経営の自由度を拡大す 確保する措置を維持しつ つ、例えば、以下のような 料金規制の緩和を行って はどうか。

「料金規制の緩和案】

- 通常郵便物の料金 (現在) (民営化後) 認可 ⇒ 上限認可
- ・小包郵便物の料金 (現在) (民営化後) 事前届出 ⇒ 事後報告 ※変更命令については維持。

- 〇 できるだけ経営の自由度を拡大し ○ 提供義務を課すとして て、規制緩和するのが大きな方向。
- るため、適正な料金設定を 規制下にある企業と自由な企業の間 では競争にならない。健全な競争をつ くるためには料金規制は緩和するのが 望ましい。
 - 〇 提供義務が残る通常郵便物について も、少なくとも値下げについては、緩 和した方がよい。
 - 〇 規制を緩和した場合に、イコールフ ッティングの観点から問題があるかど うかについては、監視機関で見るべき 問題として議論してはどうか。

(義務付ける範囲について、上記B案を採用する場合)

※ 小包郵便物の提供義務を課さない場合には、郵便として の料金規制を外れることとなり、民間宅配便と同様の料金 規制となる。

【参考】 貨物自動車運送事業(宅配便)の料金規制

- 報告義務(事後報告)
- 変更命令

- さらなる優遇措置については、民間企業と同様の義務を 民間企業として自立を目指すことが 負うことを基本としつつ、激変緩和の観点や他の公益事業 との比較を考慮し、必要なものに限って講じることを検討 けだからそれに限ることとし、あとは してはどうか。 ②変緩和のため必要なものに限るべ
 - O 民間企業として自立を目指すことが 基本。基本的には、参入規制があるわけだからそれに限ることとし、あとは 激変緩和のため必要なものに限るべき。公益事業でも、丸抱えの優遇措置 は少なく、特別の目的があるものに限っており、基本的に大きな優遇措置を 設けるべきではない。

◎提供義務を課す公共性の高いサービスの範囲をどうするか(第三種、第四種、特殊取扱等)

基本方針	考え方		大歌者の辛用
本 个力 	A案	B案	有識者の意見
(2) <u>郵便事業会社</u>	(第三種、第四種郵便物)		
(イ)サービスの提供範囲	〇 現行の第三種、第四種郵	〇 第三種、第四種郵便物に	〇 制度ができた時と現在での状況の違
・特別送達等の公共性の高	便物(通信教育、点字、盲	ついては、法律上は提供義	いを踏まえた政策目的の妥当性、代替
いサービスについても提	人用録音物、植物種子、学	務を課さず、提供するかど	手段の有無を考慮して検討すべき。
供義務を課す。このため	術刊行物等)については、	うかは経営の判断に委ね	
に必要な制度面での措置	原則として引き続き提供義	てはどうか。	〇 例えば、学術刊行物について、イン
は、今後の詳細な制度設	務を課すこととした上で、		ターネットが普及した時代に、料金を
計の中で検討する。	それぞれの政策目的に応じ	〇 その場合、経営上の判断	特に安くする必要があるか。
	た必要性が特に低下したも	から、今まで提供されてき	
	のを義務付けの対象から除	た低料金のサービスが提	〇 盲人用郵便については、きわめて重
	外することとしてはどう	供されなくなる場合が生	要で必要性が高い。
	か。	じるがどうか。特に現在無	
		料で提供している盲人用	〇 基本は自由にして経営の判断に委ね
	〇 そもそも第三種・第四種	郵便について、その料金を	るべき。民営化を期にこれらを経営の
	郵便物は、文教、社会福祉	どのように担保するか。	判断に委ねるということをまず考え、
	政策等の観点から低料金と		それから、盲人用など個別のものにつ
	することが義務付けられて	〇 また、現在、公職選挙法	いて必要性を議論すべき。
	いるものであるが、平成 1	において、選挙期間中に選	
	5年度において第三種で2	挙に関する報道及び評論	
	16億円、第四種で30億	の自由が認められる新聞	
	円の赤字がそれぞれ発生し	紙又は雑誌については、第	
	ている現状を踏まえ、別途、	三種郵便物の承認のある	

支援措置等を講ずる必要が ないか。

ものとの要件が課されて 慮する必要はないか。

【参考1】 第三種・第四種郵便物の概要

第三種…一定の条件を具備する定期刊行物であって公 社が第三種郵便物として承認したものを内容 とするもの。

第四種

- ・通信教育…法令により監督庁の認可又は認定を受け通 信教育を行う学校又は法人とその受講者と の間に発受される通信教育用の教材等を内 容とするもの。
- ・点字…点字のみを内容とするもの。
- ・盲人用録音物等…盲人用録音物等を内容とし、盲人の 福祉を増進することを目的とする施設(公社 が指定)において発受するもの。
- ・植物種子等…植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽 植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に 供するものを内容とするもの。
- ・学術刊行物…学術団体がその目的の達成のために、年 1回以上継続して発行する学術刊行物(公社 が指定)を内容とし、発行人又は売りさばき 人から差し出されるもの。

- いるが、この位置付けを考して 盲人用については、企業の社会的責 任を果たしていく上での問題という考 え方もありうる一方、必要最小限のサ ービスとしてなんらかの担保が必要と いう考え方もある。
 - 〇 三種・四種の赤字は小さい額ではな い。赤字を補填する必要がないレベル まで下げられるよう、時代の変化に応 じて見直し、必要なものは残したとし ても、小さくできるところは小さくす ることが必要。

【参考2】 第三種・第四種郵便物の物数(H15年度) 477.025 千通

第三種 (一般)

(低料・月3回新聞) 305.221 千通

(低料・心身障害者・月3回新聞) 62,278 千通

(低料・心身障害者・その他) 12,000 千通

25,880 千通 第四種 (通信教育)

(点字・盲人用録音物等) 3,232 千通

(植物種子等) 1.861 千通

(学術刊行物) 9,571 千通

【参考3】 諸外国において予算措置が講じられている 例

- ・アメリカ…盲人用郵便及び不在者投票郵便に対する補 助金(2002年度:48百万ドル)
- ・カナダ …議会用郵便、盲人用郵便及び北部遠隔地域 郵便に対する補助金(2002年度:49百万カ ナダドル)

【参考4】 万国郵便条約

・点字郵便物については、航空増料金を除くほか、郵便 料金を免除する(第8条)。

基本方針	考え方		ち謎老の辛目
	A案	B案	有識者の意見
	書留の司法手続に組み込まれ	. 引受時刻証明、配達証明及び れたり、法的効力を付与されて 上、その実施を義務付けること	 ○ みなし公務員が基本的な方向として考えられるのではないか。 ○ 資格制度については、多数の職員を経て提供される郵便サービスの性質上、個々人の資格で対応できるのか、また、資格制度への移行がスムーズに行くかといった問題がある。 ○ 民間企業でもコンプライアンスを重視しているということを踏まえると、罰則による担保には相応の効果がある。
	〇 その場合、高度の信用性や証明力を維持するため、 刑罰法規の適用について 公務員として扱うことと する「みなし公務員」規定 を設けること等で対応し てはどうか。	や証明力を維持するため、	
			〇 特殊法人改革、独立行政法人改革で も非公務員型への改革が進んでいる。 行政改革の流れの中で平仄を合わせて 進めていくことが必要ではないか。

【参考】 みなし公務員の概要

- ・みなし公務員とは、公務員ではないが、職務の内容に かんがみ、刑罰法規の適用について公務員としての扱 いを受ける者。
- ・みなし公務員規定は、職務の内容が公務に準ずる公益性・公共性を有しており、国家公務員法上の規律(争議行為等の禁止、秘密保持義務、兼業禁止等)全体を包括的に課す必要はないが、その公正妥当な執行を担保するため必要があるときに設けられるもの。

[規定例]

- 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号) 第13条
- 2 指定住宅性能評価機関及びその職員で評価の業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。